

平成30(2018)年度  
富田林市認可保育施設  
増築・増改築事業募集要項  
(2020年4月開設)

事前協議期間 平成31(2019)年1月28日(月)から  
平成31(2019)年2月 8日(金)まで

応募申請期間 平成31(2019)年1月28日(月)から  
平成31(2019)年2月25日(月)まで

※事前協議の申し込みがない場合、応募申請の受け付けはできませんので、注意してください。

- 1. 募集の趣旨 . . . . . P. 1
- 2. 応募資格 . . . . . P. 1
- 3. 募集条件等 . . . . . P. 1
- 4. 運営経費 . . . . . P. 1
- 5. 施設整備補助金等 . . . . . P. 1～2
- 6. 応募方法 . . . . . P. 2～3
- 7. 事業者の選定 . . . . . P. 3～4
- 8. その他 . . . . . P. 4
- (別表)認可保育施設の条件等 . . . . . P. 5～7

平成31(2019)年1月  
富田林市子育て福祉部  
こども未来室

申し込み・問い合わせ先

富田林市子育て福祉部こども未来室  
住 所 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号  
電 話 0721-25-1000(内線290)  
F A X 0721-24-8976  
メール kodomo@city.tondabayashi.lg.jp  
ウェブ 富田林市子育て応援サイト【<http://ton-ton.jp>】

## 1. 募集の趣旨

本市では、保育所入所希望者が増加しており、早急な対策が必要となっていることから、認可保育施設の入所枠を拡充するための施設整備を行う事業者を募集します。

## 2. 応募資格

富田林市内で児童福祉法に基づく保育所を運営する社会福祉法人

## 3. 募集条件等

- (1) 募集施設数・・・1施設
- (2) 整備区分・・・・・・・・増築または増改築
- (3) 増加定員・・・・・・・・20人以上
  - ・増加定員は、すべて新規の入所枠として確保してください。
  - ・定員構成は、0歳児(生後8週)を3人以上とし、0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児となるように構成してください。また、0歳児から2歳児の計が定員の40%以上になるように構成してください。
  - ・保育所機能部分の定員を確保した上であれば、認定こども園への移行も可能としますが、幼稚園機能部分の整備は、施設整備補助金の対象外です。
- (4) 開設時期・・・・・・・・2020年4月1日までのできるだけ早い時期  
※遅くとも2020年2月28日までに整備を完了し、開設時期までに認可及び確認を受けてください。
- (5) 認可保育施設の条件等  
富田林市の保育行政を理解し、別表に掲げる条件を満たしてください。

## 4. 運営経費

- (1) 施設型給付費  
国の示す公定価格によります。(地域区分6/100)
- (2) 運営費補助  
保育所の運営に要する費用に対する補助金については、「富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱」(昭和48年富田林市要綱第3号)の定めるところによります。

## 5. 施設整備補助金等

- (1) 施設整備補助金
  - ・施設整備については、国の「保育所等整備交付金」等を活用できる場合があります。ただし、補助対象事業とならなかった場合や、本事業計画に係る予算が成立しない場合は事業化を中止することがあります。また、補助金額については、予算の範囲内といたしますので、あらかじめご了承ください。
  - ・補助金を受けようとする場合、補助金の交付決定(内示)通知(2019年6月頃予定)があるまで、工事着手は認められません。特に内示以前に実施設計の契約がなされている場合は、補助対象とならないため、スケジュール設定や契約時期について十分にご注意ください。
  - ・詳細は、担当者にお問い合わせください。
  - ・補助事業により整備した施設を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。
- (2) 交付の条件
  - ・工事施工業者の選定は、市の入札規定に準拠して行ってください。
  - ・入札の執行については、公告等も含め、事業者自身で行っていただく必要があります。
  - ・地域型保育事業を運営する事業者から連携施設(保育内容、代替保育、卒園後の受け皿)の相談・依頼があった際は、既に他の施設と連携していたり、設備や従事者数等の理由で保育所が適正

に運営できなくなるなど特段の事情がない限り承諾してください。

- ・施設整備補助金の交付時期は、事業完了後、一括払いとなります。
- ・土地が自己所有でない場合は、地上権設定契約または賃貸借契約期間（この号において「借地期間」という。）が残存しているものについては、公正証書その他の書面により、借地期間を当該建物の耐用年数を超えて延長する旨の契約または建物の耐用年数を超える期間を設定した新たな借地契約を締結し、かつ、第三者への対抗要件を備えてください。ただし、増築部分が当該建物の耐用年数の残存年数以内または増改築する建物の耐用年数が借地契約期間の残存年数以内であり、かつ、第三者への対抗要件を備えている場合は、この限りではありません。
- ・「富田林市保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱」（平成31年富田林市要綱第2号）をご確認ください。

### （3）選定後の資料作成等

選定された事業者は、施設整備補助金の交付に係る書類のほか、認可及び確認作業において、詳細な書類作成を依頼します。書類については、その都度依頼しますので、速やかに作成・提出をお願いします。

## 6. 応募方法

### （1）事前協議

募集に関して、以下のとおり事前協議を行います。なお、この事前協議は、応募に当たっての必須事項となります。事前協議の申し込みがない場合、応募申請の受け付けはできませんので、重々ご了承ください。

ア 申込期間・・・平成31(2019)年1月28日（月）～平成31(2019)年2月8日（金）まで

イ 申込方法

富田林市子育て応援サイト【<http://ton-ton.jp>】から「事前協議申込書」をダウンロードし、協議希望日時、内容、人数など必要事項を入力の上、必ず電子メールにて本要項表紙の【申し込み・問い合わせ先】に送信してください。

※希望の日時に沿えない場合は、再度希望日をお聞きすることがあります。

※協議円滑化のため、内容は申込書になるべく詳しくご記入ください。

ウ 事前協議時間帯

区分	第1部	第2部	第3部
時間帯	9：30～11：00	13：00～14：30	15：00～16：30

エ 質問

- ・質問については、事前協議申込書に記入して提出してください。
- ・事前協議にて質問のあった内容及び市の回答については、応募者間の公平を期するため公開する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

オ 事前協議時の提出書類

- ・応募申請書類の様式1～3の写し1部(その他の様式・資料も併せてご提出いただけます)

### （2）応募申請

ア 申請期間・・・平成31(2019)年1月28日（月）～平成31(2019)年2月25日（月）まで  
（土・日・祝日を除く9：00～12：00及び12：45～17：30）

イ 応募申請書類・・・応募申請書類一覧表のとおり

ウ 申請場所・・・本要項表紙の【申し込み・問い合わせ先】窓口まで

エ 提出部数・・・正本1部、写し8部、合計9部

オ 留意事項

- ・応募申請書類の提出は、直接持参してください。
- ・申請時の書類確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。
- ・応募申請書類様式を電子データ(MS-Word形式等)で希望される場合は、こども未来室へ連絡してください。
- ・各様式・資料毎に間紙を入れ、間紙にインデックス（タイトルは応募申請書類一覧を参照）を貼り、1部ずつA4縦フラットファイルに綴じてください。
- ・背表紙に応募事業者名及び施設名を示してください。
- ・応募申請書類は、様式の定めがある場合を除き、原則、A4縦型、横書き、片面印刷で作成してください。（図面類はA3サイズも可）

- ・応募申請書類及び添付書類に不備や記入漏れがないか確認の上、提出してください。
- ・市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・応募申請期間中、書類の差し替えは可能ですが、応募申請期間終了後は、市が指示した事項を除き、原則差し替え等はできません。
- ・応募申請書類は、基本的には「富田林市情報公開条例」(平成11年12月27日富田林市条例第24号)に基づく公開対象となります。ただし、条例第6条に規定する開示をしないことのできる情報は除きます。
- ・提出された応募申請書類等は、返却いたしません。

カ その他

- ・応募にかかる一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- ・書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届を提出してください。(様式は不問)

## 7. 事業者の選定

### (1) 選考方法

外部有識者等で構成する「富田林市保育所等運営事業者選考等委員会」により行い、同委員会の評価及び審査意見をふまえて、市が決定します。

### (2) 審査手順

#### ア 書類審査

- ・本要項に規定する条件等について、応募申請書類等により審査します。

#### イ 面接審査

- ・運営方針や運営計画等について、応募事業者の代表者及び施設長に出席いただき実施します。日時、会場、面接審査の方法等は、決定次第、通知します。
- ・多数の応募があった場合は、書類審査により第一次選考された応募事業者のみ面接審査を実施する場合があります。

### (3) 審査項目

項 目		審査の割合
書類審査	事業者の基本姿勢	6割程度
	保育内容	
	保育サービス	
	保護者・地域・市民との関係	
	施設整備計画	
	職員体制	
面接審査		4割程度

※内容は変更する可能性があります。

### (4) 選定結果

- ア 選定結果は、全応募事業者に通知するとともに、選定された事業者の名称、所在地等を富田林市子育て応援サイト【<http://ton-ton.jp>】掲載します。
- イ 応募数が募集定数を超えない場合でも、審査結果が選定基準に達しなければ、選定事業者にはなりません。
- ウ 選定された事業者が辞退した場合や選定が取り消された場合には、審査結果により一定の基準を満たした次点の応募事業者を選定事業者とすることがあります。

#### (5) スケジュール

1. 事前協議期間	平成31(2019)年1月28日～2月8日
2. 応募申請期間	平成31(2019)年1月28日～2月25日
3. 面接審査	日程調整後、平成31(2019)年2月下旬頃
4. 選定結果通知	平成31(2019)年3月上旬
5. 整備補助金協議申請	平成31(2019)年4月上旬
6. 整備補助金の内示	2019年6月頃
7. 設計・入札・工事	2019年6月～
8. 認可内容の変更届出	2020年2月～
9. 工事竣工	2020年2月28日まで
10. 新園舎供用開始	2020年4月1日までの早い時期

※上記スケジュールは予定であり、予告なく変更する場合があります。

#### (6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 応募申請書類に虚偽の記載があった場合
- ウ この要項に違反し、または著しく逸脱した場合
- エ その他不正行為があった場合

## 8. その他

#### (1) 入所児童について

本事業の入所児童は、市の利用調整の上、決定となります。市において入所児童数の確保を保障するものではありません。

#### (2) 整備工事について

- ア 事業者自らの責任において、近隣住民等に対し、整備計画及び工事内容について十分に説明を尽くし、理解を得るよう努めるとともに、工事中の騒音・振動の防止、工事車両通行の安全確保等について適切な措置を講じてください。
- イ 工事にあたって、必要な建築確認、開発許可等について関係機関と協議の上、2020年4月1日までの開設が確実に見込める計画で応募してください。
- ウ 開設前に、関係法令に基づく必要な検査等に合格してください。
- エ 園児の安全確保については、万全の対策を講じてください。

#### (3) その他

- ア 本募集要項は、現在の法律、政省令、条例等に基づいて記載しています。今後の法律等の改正により、変更することがあります。
- イ 地域住民と良好な関係が築かれるよう努めてください。
- ウ 本募集案内に記載された事項を遵守してください。
- エ 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について市からの指示・指導があるときは、これに誠実に従ってください。
- オ 「ウ」及び「エ」に违背する場合や申込内容に相違・虚偽があったことが判明した場合は、認可しないことがあります。

(別表) 認可保育施設の条件等

区分	内容
基本的な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選定を受けた事業者自らが運営すること。</li> <li>2. 法令・通知などを遵守し、質の高いサービスを提供すること。</li> <li>3. 保育内容については、「保育所保育指針」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)に基づき、保育計画、指導計画等を作成して実施すること。</li> <li>4. 保育施設の開所時間は、7時から19時までの12時間以上とすること。</li> <li>5. 休園日は原則として、日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とすること。</li> </ol>
用地に関する こと	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地は、原則として事業者が所有もしくは取得見込みであること。賃貸物件の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号局長連名通知)に定められた事項を遵守すること。</li> <li>2. 抵当権等の担保物権が付されていないこと。付されている場合には、施設完成までの抹消が確実であること。</li> <li>3. 都市計画法に基づく開発許可を要する土地、農地法に基づく農地転用を要する土地及び公有水路等の占用を要する土地については、許可が得られる用地であること。</li> </ol>
施設の建設整備に関する こと	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物の構造、設備については、「建築基準法」(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)、「消防法」(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号)、「大阪府福祉のまちづくり条例」(平成 4 年 10 月 28 日大阪府条例第 36 号)、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成 14 年 12 月 25 日雇児発第 1225008 号)、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 103 号)、その他の法令・通知・条例等を遵守すること。</li> <li>2. 建物については、次の要件全てに適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 「建築基準法」における新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)に基づく建物、または「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号)に規定する方法により行った耐震診断により、基準(鉄骨造及びRC造は <math>l_s</math> 値 0.6 以上かつ、<math>q</math> 値 1.0 以上、木造は <math>l_w</math> 値 1.0 以上)を満たし、耐震上問題がないこと。耐震基準を満たしていない場合は、選定後に改修を実施すること。</li> <li>イ 建築確認済証・検査済証の交付が確認されており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き(用途変更等)が行うことができること。検査済証の交付を受けていない場合は、建築確認申請時の設計図書一式を基に国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に従い、指定確認検査機関が実施する遵法性調査を行った結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。</li> <li>ウ 吹き付けアスベストが不使用または除去済みであること。</li> </ol> </li> <li>3. 乳児室、保育室は、当面の待機児童の状況に応じて入所の弾力化に対応できるよう、余裕をもった面積とすること。</li> <li>4. 送迎用の駐車場スペースを確保すること。</li> <li>5. 建設にあたって、予定地周辺住民をはじめ利害関係者との協議を随時行うこと。</li> <li>6. その他、開発及び建築上の制限等について、大阪府ならびに市の所管課と調整を行い、適切な対応を行うこと。</li> </ol>

区分	内容
資金計画・事業計画に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資金計画・事業計画が確実に執行できる見込みがあること。</li> <li>2. 土地の確保、保育施設の建設整備に要する資金は、全て事業者の負担とすること。</li> <li>3. 整備予定地の造成工事、地盤調査、文化財調査、測量、水道分担金等、施設整備について、必要となる費用は全て応募事業者の負担とすること。</li> <li>4. 認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、応募事業者の負担とすること。</li> <li>5. 建築費の他、施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2分の1以上に相当する額を自己資金として確保すること。</li> <li>6. 土地または建物は、応募事業者の代表者及び役員から有償貸与を受けるものでないこと。</li> </ol>
設置後の運営に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置した保育所は、認定こども園に移行する場合を除き、設置後10年以内に廃止しないこと。やむを得ない事情により保育所の運営を継続しがたい事情が生じたときは、市と協議の上で方針を決定すること。</li> <li>2. 各種の保育事業、子育て相談、園庭開放等の事業を実施すること。また、市の子育て支援ネットワーク事業に、積極的に参画すること。</li> <li>3. 担当行政庁が行う指導監査により指摘を受けた場合は、指摘事項について迅速な改善措置を取ること。</li> <li>4. 設置後5年以内に第三者評価を受けること。また、その結果や事業者の経営内容、保育に関する情報等を積極的に広く公開すること。</li> <li>5. 障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育を実施すること。</li> </ol>
職員に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専任の施設長、主任保育士を常勤配置すること。また、保育士はバランスのとれた年齢層の職員構成とすること。</li> <li>2. 職員加配が必要な場合、市の基準に準じた職員配置を図ること。</li> <li>3. 1歳児保育等の充実のため、保育士の配置基準は<u>1歳児5人に対して保育士1人とすること。</u></li> <li>4. 安定した保育を提供するため、できるだけ正規職員として採用し、労働環境や処遇の向上に取り組むこと。</li> <li>5. 職員の資質向上のため、積極的に研修等への派遣を行うこと。</li> </ol>
給食、健康管理等に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号)、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日 日社援施第65号)等、厚生労働省発出の通知等の内容を遵守し、給食を提供すること。</li> <li>2. 給食、間食は自園調理とし、子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。</li> <li>3. 調理業務を外部委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に従って実施すること。</li> <li>4. 「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例第103号)第35条第4項各号に掲げる要件を満たす場合は、3歳以上の児童に対し、施設外で調理し、搬入する方法を採ることができる。</li> <li>5. 3歳以上の児童に対して主食の提供を行うこと。</li> <li>6. 定員に応じて必要な調理員を配置するとともに、栄養士による指導体制が整備されること。</li> <li>7. アレルギーを有する児童の給食は、アレルギー除去食もしくは代替食とすること。</li> <li>8. 食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保すること。</li> <li>9. 調理施設をはじめ、保育施設内の施設、設備における厳重な衛生管理を行うこと。</li> <li>10. 看護師または保健師の常駐配置に努めること。</li> <li>11. 児童の健康維持のため、身体計測、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的実施すること。また、嘱託医との連携のもとで、内科検診(年2回)、歯科検診を実施し、耳鼻科検診、眼科検診の実施に努めること。</li> </ol>

区分	内容
保護者との協働に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者からの保育内容等にかかる意見、要望については、誠意を持って適切に対応すること。</li> <li>2. 常に情報開示に努めること。また、児童、保護者等の個人情報 は慎重に取り扱うこと。</li> </ol>
欠格事項	<p>次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、本募集の選定対象から除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①面接審査に参加しないなど、事業計画等に関する事業者の意思決定が確認できない場合。</li> <li>②「富田林市競争入札指名停止措置要綱」（平成 12 年富田林市要綱第 60 号）に規定する指名停止の措置要件に該当している場合。</li> <li>③労働基準法等の労働者使用関連法に違反し、きわめて重大な社会的影響を及ぼしていると認められる場合。</li> <li>④事業者の役員（予定者を含む）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）に規定する暴力団員、「大阪府暴力団排除条例」（平成 22 年 11 月 4 日大阪府条例第 58 号）に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者に該当している場合。</li> <li>⑤その他、事業者または役員（予定者を含む）が、社会的信用を失墜するような行為を行っている と認められる場合。</li> </ol>

詳細は、関係条例・規則等を参照してください。

- ・「富田林市保育所設置認可要綱」（平成 24 年富田林市要綱第 6 号）
- ・「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成 14 年 12 月 25 日 雇児発第 1225008 号）
- ・「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年 11 月 1 日 大阪府条例第 103 号）